



避難行動要支援者制度における 「個別支援計画」の更新について



避難行動要支援者制度の登録者を対象に、消防局の職員が戸別訪問を実施します。火災を未然に防ぐための防火アドバイスや住宅の出火リスクについて、平時からの備えの確認を行うとともに、災害時の「個別支援計画」がより実効性の高いものとなるように聞き取りを行います。

…… 個別支援計画の更新の流れ ……

Step
1

現状の「個別支援計画」をもとに、登録者への戸別訪問を実施

- ▶ 平時から気をつけるべき住宅の防火アドバイスや災害リスクの状況、最寄りの避難所を登録者本人又は家族と一緒に確認するとともに、本人の様態等の客観的把握を行います。

※ 11月から3月までの日中の時間帯に実施します。1軒当たりの所要時間は、およそ20分～30分程度です。また、消防局職員は、「消防手帳」を携行しておりますので、ご心配な場合は、手帳の提示を求めてご確認ください。

Step
2

調査結果をもとに、現状の「個別支援計画」を更新(防災危機管理課、福祉部局)

- ▶ 最新の調査結果をもとに、適切な避難所を再選定するなど、より実効性の高い「個別支援計画」となるように更新を行います。

Step
3

更新後の「個別支援計画」を本人にお知らせするとともに、地域の支援者(自治会、民生児童委員、福祉関係者等)と共有

- ▶ 避難時に特に支援が必要な事項を共有することにより、適切な避難行動の支援に役立てます。

お問い合わせ

制度に関すること

- ▶ 前橋市防災危機管理課

〒371-8601 前橋市大手町2-12-1

TEL : 027-898-5935 FAX : 027-221-2813

Mail : kikikanri@city.maebashi.gunma.jp

戸別訪問に関すること

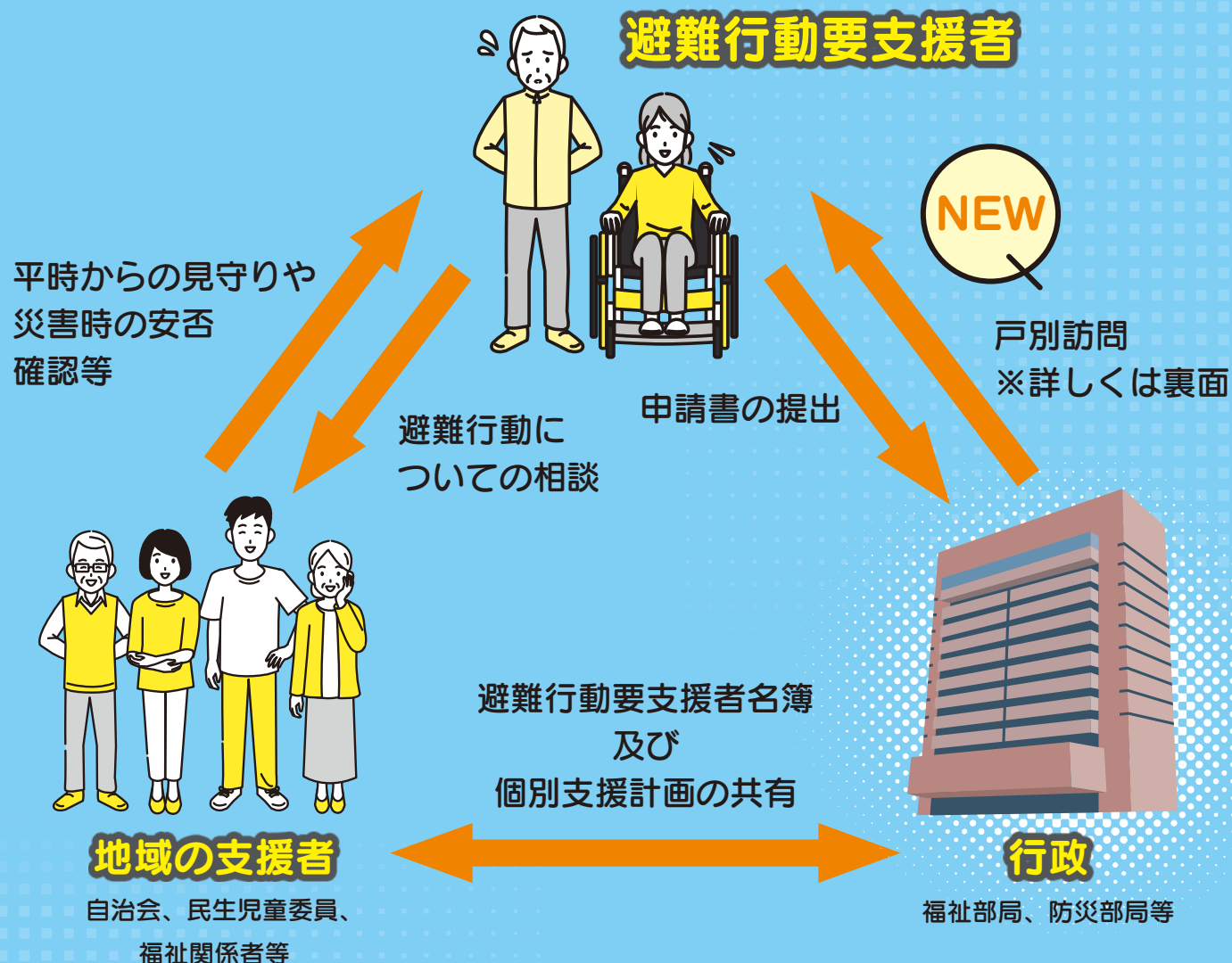
- ▶ 前橋市消防局予防課

〒371-0014 前橋市朝日町4-22-2

TEL : 027-220-4507 FAX : 027-220-4527

Mail : yobou@mfd.city.maebashi.gunma.jp

前橋市避難行動要支援者制度について



※ 災害の状況によっては、避難支援が難しくなることもあります。

行政及び地域の支援者が災害時に避難支援を行うことを確約するものではありません。

個別支援計画とは？

避難行動要支援者制度の登録者一人ひとりに、災害発生時の避難先や健康状態、障害の有無など、避難に必要な支援についてあらかじめ作成された計画です。行政は避難行動要支援者制度への申請に基づいて、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を作成し、自治会や民生児童委員、福祉関係者等の地域の支援者に共有をしています。個別支援計画は平時において地域の支援者による見守り活動等に使用されます。